

別表（四）

このコード表は令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請より適用されます。				資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
コード	資格区分		1級（5点）		2級（2点）	その他（1点）			
建設業法	001	法第7条第2号イ該当＝実務経験者	大学・短大・高専卒：3年、高卒5年 ※専門学校は該当しません			○	実務経験ある業種（電気・消防は除く）	卒業証明書、実務経験証明書	
	002	法第7条第2号ロ該当＝実務経験者	10年			○			
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）＝大臣認定者				○	認定書記載の業種のみ	大臣認定書	
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）＝大臣認定者				○			
	005	監理技術者補佐（主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者等）				4点	監理技術者を補佐する者として配置可能な業種のみ	合格証明書、主任技術者となる資格を有していることを確認できる書類	
	111	1級建設機械施工管理技士			○		土と舗	合格証明書、実務経験証明書（実務経験が必要な場合）	
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				○	土と舗		
	113	1級土木施工管理技士			○		土と石鋼舗しゅ塗水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）		
			3年			○	左屋夕筋防絶井清		
	11H	1級土木施工管理技士補				○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
			3年			○			
	214	2級土木施工管理技士（土木）				○	土と石鋼舗しゅ水解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）		
			5年			○	左屋夕筋塗防絶井清		
	21J	2級土木施工管理技士補（土木）				○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
			5年			○			
	215	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）				○	塗		
			5年			○	左と石屋夕筋しゅ防絶井水清解		
	21K	2級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）				○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
			5年			○			
	216	2級土木施工管理技士（薬液注入）				○	と		
			5年			○	左石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
	21L	2級土木施工管理技士補（薬液注入）				○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
			5年			○			
	120	1級建築施工管理技士			○		建大左と石屋夕筋板ガ塗防内絶具解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）		
			3年			○	機水清		
	12C	1級建築施工管理技士補				○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清解		
			3年			○			
	221	2級建築施工管理技士（建築）				○	建解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）		
			5年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清		
	222	2級建築施工管理技士（躯体）				○	大と夕鋼筋解（ただし「解」については、平成28年度以降の合格者か解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要）		
			5年			○	左石屋板ガ塗防内機絶具水清		
	223	2級建築施工管理技士（仕上げ）				○	大左石屋夕板ガ塗防内絶具		
			5年			○	と筋機水清解		

このコード表は令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請より適用されます。		コード	資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類
					1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）		
	22D	2級建築施工管理技士補	5年			○	大左と石屋夕筋板ガ塗防内機絶具水清解	合格証明書、実務経験証明書（実務経験が必要な場合）	
	127	1級電気工事施工管理技士		○			電		
	12E	1級電気工事施工管理技士補	3年			○	機		
	228	2級電気工事施工管理技士	5年		○		電		
	22F	2級電気工事施工管理技士補	5年			○	機		
	129	1級管工事施工管理技士	3年		○		管		
	12G	1級管工事施工管理技士補	3年			○	筋しゅ板機絶井具水清		
	230	2級管工事施工管理技士	5年		○		管		
	23A	2級管工事施工管理技士補	5年			○	筋しゅ板機絶井具水清		
	131	1級電気通信工事施工管理技士		○			通		
	232	2級電気通信工事施工管理技士			○				
	133	1級造園施工管理技士	3年		○		園		
	13D	1級造園施工管理技士補	3年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
	234	2級造園施工管理技士	5年		○		園		
	23E	2級造園施工管理技士補	5年			○	左と石屋夕筋しゅ塗防絶井水清解		
建築士法	137	1級建築士		○			建大屋夕鋼内	免許証	
	238	2級建築士			○		建大屋夕内		
	239	木造建築士			○		大		
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		○			土と電舗しゅ園解（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）	登録証 *142、146、148、151、153、154を選択する場合は日本技術士会発行の登録等証明書も添付すること	
	*142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）		○			土と電鋼舗しゅ園解（ただし「解」については、解体工事の実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要）		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		○			土と		
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）		○			電通		
	145	機械・総合技術監理（機械）		○			機		
	*146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）		○			管機		
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）		○			管水		
	*148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）		○			管井水		
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		○			土としゅ		
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）		○			園		
	*151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		○			土と園		
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）		○			管			
*153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）		○			管水			
*154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		○			管水清			
電気工事士法	155	第1種電気工事士			○		電	免状	
	256	第2種電気工事士	3年			○			
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）	5年			○	電	資格者証	
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年			○	通	免状又は資格者証	
	235	工事担任者（「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）*1	3年			○			

このコード表は令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請より適用されます。

資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数

級区分

1級（5点）
2級（2点）
その他（1点）

加点となる建設業の種類

必要な確認書類

コード	資格区分	1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）	加点となる建設業の種類	必要な確認書類
水道法 265	給水装置工事主任技術者	1年		○	管	免状又は技術者証
消防法 168	甲種消防設備士		○		消	免状
消防法 169	乙種消防設備士		○		消	免状
職業能力開発促進法 171	建築大工（1級）		○		大	合格者証
職業能力開発促進法 271	建築大工（2級）	3年		○	大	
※職業能力開発促進法の規定に係る2級技術検定の合格後に必要な実務経験は、平成15年度以前に合格した者は1年。 164	型枠施工（1級）		○		大と	
264	型枠施工（2級）	3年		○	大と	
172	左官（1級）		○		左	
272	左官（2級）	3年		○	左	
157	とび・とび工（1級）		○		と	
257	とび・とび工（2級）	3年		○	と	
173	コンクリート圧送施工（1級）		○		と	
273	コンクリート圧送施工（2級）	3年		○	と	
166	ウェルポイント施工（1級）		○		と	
266	ウェルポイント施工（2級）	3年		○	と	
174	冷凍空調機器施工・空調設備配管（1級）		○		管	
274	冷凍空調機器施工・空調設備配管（2級）	3年		○		
175	給排水衛生設備配管（1級）		○			
275	給排水衛生設備配管（2級）	3年		○		
176	配管・配管工（1級）		○			
276	配管・配管工（2級）	3年		○		
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）		○		管屋板	
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年		○	管屋板	
177	タイル張り・タイル張り工（1級）		○		タ	
277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年		○		
178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		○			
278	築炉・築炉工（2級）	3年		○	タ	
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工		○		石タ	
279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）・コンクリート積みブロック施工	3年		○		
180	石工・石材施工・石積み（1級）		○		石	
280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年		○		
181	鉄工・製罐（1級）		○		銅	
281	鉄工・製罐（2級）	3年		○		
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）		○		筋	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年		○		
183	工場板金（1級）		○		板	
283	工場板金（2級）	3年		○		
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）		○		屋板	
284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）	3年		○		

このコード表は令和5年7月1日以降を審査基準日とする申請より適用されます。		資格区分	資格取得後（001は指定学科卒業後）に必要な実務経験年数	級区分			加点となる建設業の種類	必要な確認書類	
				1級（5点）	2級（2点）	その他（1点）			
185	板金・板金工・打出し板金（1級）				○		板	合格者証	
285	板金・板金工・打出し板金（2級）		3年			○			
186	かわらぶき・スレート施工（1級）				○		屋		
286	かわらぶき・スレート施工（2級）		3年			○			
187	ガラス施工（1級）				○		ガ		
287	ガラス施工（2級）		3年			○			
188	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（1級）				○		塗		
288	塗装・木工塗装・木工塗装工・鋼橋塗装（2級）		3年			○			
189	建築塗装・建築塗装工（1級）				○				
289	建築塗装・建築塗装工（2級）		3年			○			
190	金属塗装・金属塗装工（1級）				○				
290	金属塗装・金属塗装工（2級）		3年			○			
191	噴霧塗装（1級）				○				
291	噴霧塗装（2級）		3年			○			
167	路面標示施工				○				
192	畳製作・畳工（1級）				○				内
292	畳製作・畳工（2級）		3年			○			
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）				○				
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）		3年			○			
194	熱絶縁施工（1級）				○		絶		
294	熱絶縁施工（2級）		3年			○			
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）				○		具		
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）		3年			○			
196	造園（1級）				○		園		
296	造園（2級）		3年			○			
197	防水施工（1級）				○		防		
297	防水施工（2級）		3年			○			
198	さく井（1級）				○		井		
298	さく井（2級）		3年			○			
061	地すべり防止工事		1年			○	と井	登録証	
040	基礎ぐい工事（基礎施工技士）				○		と	合格証明書又は認定書	
062	建築設備士		1年			○	電管	登録証	
063	計装		1年			○		合格証明書又は登録証	
060	解体工事施工技士				○		解	合格証明書又は登録証又は資格者証	
064	基幹技能者				3点加点		講習修了記載の業種のみ	講習修了証	
703	レベル3技術者				2点加点		認定能力評価基準ごとに決められた業種	能力評価（レベル判定）結果通知書	
704	レベル4技術者				3点加点				
099	その他					○	実績経験のある業種	*2	

有資格区分コード001・002・099（学校教育法による所定学科を修めた専門学校卒業生）を選択する場合は、実務経験証明書を作成してください。

*1 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けたものに限られます。

*2 専門学校卒業の方は卒業証明書、高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書もご用意下さい。

技術職員は雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を言うため、労務者・アルバイト・嘱託等は技術職員名簿に記載できません。

「講習受講」の加点対象者は、1級国家資格者担当（法第15条第2号イに該当する者）の監理技術者であり、表の1級（5点）の資格者のみ該当し、それ以外（2級及びその他）の監理技術者は加点されません。